

## 入札参加資格者名簿（工事・業務）有効期間延長に伴う島根県の取り扱い

### ■平成31・32年度建設工事等入札参加資格者名簿

#### 1. 名簿有効期間

令和4年3月31日まで延長

#### 2. 客観点数

平成31・32年度建設工事等入札参加資格者名簿の客観点数のまま

#### 3. 土木一式、建築一式、法面処理（とび・土工・コンクリート）、舗装（アスファルト舗装）の格付け（特別点）

（1）原則として平成31・32年度名簿の総合点数による格付けのままとする。

ただし、下記（2）～（4）による格付け（特別点）の変更は認める。

（2）特別点のうち、「行政処分」及び「指名停止措置」による減点については延長せず、令和3年3月31日でリセット（減点解除）する。これに伴い格付けが変更となる場合は、変更する。（※1年延期する期間は次回定期申請時の減点対象期間に含める予定）

なお、この点については、当該名簿登載者からの書類提出等は求めない。

（3）技術者要件の中途変更に伴う格付変更は、引き続き認める。

取り扱いの詳細は、「平成31・32年度 建設工事入札参加資格における特別点を有する業種の中途の技術者要件の変更に伴う格付け変更の取り扱いについて」による。

（4）特別点の特例措置（若年者（29才以下）の雇用に対する取り扱い、法面処理工事・アスファルト舗装工事の施工機械の取り扱い）による格付け変更は、引き続き認める。

取り扱いの詳細は、「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査項目（特別点の概要）」による。

#### 4. 委任状

名簿延長に伴い委任期限が切れるものについては、委任状の提出を求める。

（様式は任意だが、委任期間を令和3年4月1日～令和4年3月31日とする。

島根県土木部土木総務課建設産業対策室あて令和3年3月31日までに提出すること。）

#### 5. 準地域内（準県内）業者認定申請書

現在認定されている場合、その認定期間を令和4年3月31日まで延期する。

（別途書類の提出は不要）

#### 6. 役員等名簿の様式変更（延期の期間限定）

定期申請時に提出のあった県警照会の同意書の期限が切れるため、令和3年4月1日以降1年間、役員等の変更があった場合、役員等名簿の下段に県警照会の同意書を含め

た様式により提出を求める。

## 7. 追加申請

次回の定期申請を行うまでに、下記の期間を設け受け付ける。

①令和3年1月15日(金)～1月25日(月) (4月1日名簿登載)

②令和3年7月31日(土)～8月10日(火) (10月1日名簿登載)

※土日・休日は資格申請システムが稼働しないことに注意

## 8. 次期定期申請

令和3年12月1日(水)～令和4年1月16日(日)を予定

## 9. 経営事項審査

名簿登載とは別に、有効な経営事項審査を受けていることが必要。

なお、延長後の名簿有効期間内に受審された経営事項審査結果通知書の写し等の提出は求めない。

## 10. 延期後の名簿の名称

「平成31・32(～令和3)年度建設工事等入札参加資格者名簿」とする。

## ■平成31・32年度測量、設計、建設コンサルタント入札参加資格者名簿

### 1. 名簿有効期間

令和4年3月31日まで延長

### 2. 委任状

名簿延長に伴い委任期限が切れるものについては、委任状の提出を求める。  
(様式は任意だが、委任期間を令和3年4月1日～令和4年3月31日とする。  
島根県土木部土木総務課建設産業対策室あて令和3年3月31日までに提出すること。)

### 3. 準地域内（準県内）業者認定申請書

現在認定されている場合、その認定期間を令和4年3月31日まで延期する。  
(別途書類の提出は不要)

### 4. 役員等名簿の様式変更（延期の期間限定）

定期申請時に提出のあった県警照会の同意書の期限が切れるため、令和3年4月1日以降1年間、役員等の変更があった場合、役員等名簿の下段に県警照会の同意書を含めた様式により提出を求める。

### 5. 追加申請

次回の定期申請を行うまでに、下記の期間を設け受け付ける。

- ①令和3年1月15日(金)～1月25日(月)（4月1日名簿登載）
- ②令和3年7月31日(土)～8月10日(火)（10月1日名簿登載）

※土日・休日は資格申請システムが稼働しないことに注意

### 6. 次期定期申請

令和3年12月1日～令和4年1月16日を予定

### 7. 延期後の名簿の名称

「平成31・32（～令和3）年度建設工事等入札参加資格者名簿」とする。